

熊本市学校給食用物資登録業者募集要項

公益財団法人熊本市学校給食会では、幼稚園・学校・共同調理場に物資を納入してくださる業者を募集しています。

学校給食会物資取扱い規程（抜粋）をご確認のうえ、納入登録を希望される業者の方は、添付ファイルをご参照のうえ申請してください。

なお、申請書類は給食会事務局でも配布しています。

1 登録要件の資格『学校給食会物資取扱い規程（抜粋）』

- (1) 原則として熊本市内に本社又は、営業所があること
- (2) 製造加工を要する食品については、熊本市内で製造加工の施設、設備があること。
ただし、熊本市内で製造加工ができず、又は、必要数量の調達が困難な食品で、本会が承認したものは、この限りではない
- (3) 相当の資本で経営され相当額の販売実績をあげていること
- (4) 相当数の常雇い従事者を有し、常時営業を続けていること
- (5) 工場、店舗、販売所等固定した営業施設等を有していること
- (6) 営業経歴及び経営状態が良好であること
- (7) 堅実な取引先を有し、広範囲に販売されていること
- (8) 食品に関する法律及び諸規則が遵守されていること
- (9) 2年以上同種の営業を継続していること。ただし理事長が必要と認めた場合は、この限りではない
- (10) 納税義務が履行されていること
- (11) 保健所の監視評点が85点以上であること
- (12) 従業員の健康管理が充分行われていること
- (13) 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍、冷蔵設備、その他衛生上必要な設備を完備していること

- (14) 仕入れ及び製造加工能力が充分で所要量を満たし得ること
- (15) 指示の期日、時刻に指定の場所に納入できること
- (16) 計量器は定期検査を受検し2年以内であり、基準適合であること

※ 前項の各号に定めるもののほか、必要を生じた事項については、理事会・評議員会の議決を経て決定する。

2 申請書受付

随時

3 申請書受付場所

公益財団法人熊本市学校給食会事務局

住 所 熊本市中央区新町2丁目4番27号

電話番号 096-354-6400・096-274-3377

※申請書は必ず持参してください。

添付資料

- ① 学校給食用物資納入業者の登録について PDFデータ
- ② 熊本市学校給食用物資納入業者登録申請書 PDFデータ
- ③ 営業並びに製造の概要書（新規登録のみ） PDFデータ